

# 住宅宿泊事業法第6条に基づく安全措置の対応状況調査

## 【記載要領】

### 1. 概要

本調査は、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第6条に基づき、「宿泊者の安全確保のための措置」として義務付けられている「非常用照明器具の設置」及び「避難経路の表示」について、措置状況の報告を求めるものです。

本調査は、法第17条または第45条第2項の規定に基づくものであり、回答期限までに報告を行わない場合、行政処分等の対象となることがありますので、必ず、期限までのご報告をお願いいたします。

**※非常用照明器具の設置及び避難経路の表示は、速やかに実施してください。**

**未設置の状態では民泊を運営することはできません。**

### 2. 報告手順

#### (1) 調査票の記入

別紙1の「住宅宿泊事業法第6条に基づく安全措置の対応状況調査票（以下「調査票」という。）」により、各届出住宅における非常用照明器具の設置状況及び避難経路図の掲示状況について回答してください。

#### (2) 写真の撮影

設置済みの非常用照明器具及び避難経路図について、以下のとおり、写真を撮影し、添付してください。

##### A. 非常用照明器具の撮影方法

次ページの「写真撮影時の注意点」を参照していただき、届出住宅ごとに、各部屋の非常用照明器具の設置状況が判別できる写真を撮影してください。

### 【写真撮影時の注意点】

- ①非常用照明器具の設置箇所が判別できるように、非常用照明器具が設置されている部屋や廊下等の全体像がわかる写真を撮影してください。
- ②複数設置されている場合は、すべて撮影してください。

### 【ファイル名について】

各写真がどの届出住宅のどの場所（部屋、廊下等）に設置されたものかわかるように、写真データのファイル名は、原則、「届出番号-物件名-設置場所.jpeg」等としてください。

（例：「M01000001-〇〇マンション 101号室-玄関廊下.jpeg」など）

※紙で出力する場合は、上の情報を写真の横などに記入してください。

（撮影例）

非常用照明器具



## B. 避難経路図の撮影

届出住宅内（玄関ドアの内側等）に実際に掲示している避難経路図の写真を撮影してください。

なお、各写真がどの届出住宅に掲示されたものか分かるように、ファイル名等に「届出番号-物件名」を記入してください。

## 3. 備考

- (1) 本調査の結果を受け、非常用照明器具等を未設置又は未回答の事業者に対しては、立入検査や改善指導等を実施する場合がございます。速やかに非常用照明器具等を設置し、必ず、期限までにご報告をお願いいたします。
- (2) 非常用照明の設置箇所等の基準の詳細は、札幌市民泊ポータルサイト等に掲載の「民泊の安全措置の手引き」をご参照ください。

※ 民泊の安全措置の手引き（URL）

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/minpaku/documents/anzensochinotebiki.pdf>